

文化振興計画づくりへ

(プレゼン資料)

令和元年7月 日

文化振興計画づくり推進チーム

教育委員会 社会教育課

文化振興計画づくりへ

はじめに

策定の契機

文化芸術振興基本法の一部改正

地方自治体における

「文化芸術振興計画づくり」へ

事業所管：教育委員会社会教育課

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律概要

第一 趣旨

1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと
2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

第二 改正の概要

1. 題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的について所要の整理を行う。

2. 総則

基本理念を改めるとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

〈基本理念の改正内容〉

- ①「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備、②我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、③児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性、④観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携

3. 文化芸術推進基本計画等

政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定する。

4. 基本的施策

- ① 芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能の振興について、伝統芸能の例示に「組踊」を追加するとともに、必要な施策の例示に「物品の保存」、「展示」、「知識及び技能の継承」、「芸術祭の開催」などへの支援を追加。
- ② 生活文化の例示に「食文化」を追加するとともに、生活文化の振興を図る。
- ③ 各地域の文化芸術の振興を通じた地域の振興を図ることとし、必要な施策の例示に「芸術祭への支援」を追加。
- ④ 国際的な交流等の推進に関する必要な施策の例示に「海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援」及び「文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣」を追加。
- ⑤ 芸術家等の養成及び確保に関する必要な施策の例示に国内外における「教育訓練等の人材育成への支援」を追加。

など

5. 文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

第三 その他

文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方等を含め検討を加え、必要な措置を講ずる。

文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期） （平成30年3月6日閣議決定）

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の規定に基づき、政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期）」を策定しました（平成30年3月6日閣議決定）。第1期基本計画は、文化審議会答申「文化芸術基本計画（第1期）について－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－」（平成30年2月16日）を受け、今後5年間（平成30年度～平成34年度）を見通し策定されたものです。

- [文化芸術推進基本計画－文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる－（第1期）（平成30年3月6日閣議決定）](#) (2.1MB)

習志野市文化振興計画策定の趣旨提案

今まで文化振興を担った社会教育行政を総括する背景・経過として

S21年 文部次官通牒 寺中構想 戦後復興、青空公民館→消防団、青年団、婦人会→生活改善運動

S22年 教育基本法の制定

S25年 社会教育法制定

S35年 社会教育法改正、施設整備交付・補助金制度

↓

本市、当初の社会教育行政樹立期は、←県の指導を受け、文化財調査・出前講座、初代課長は県から招聘

↓

急激な社会状況の変化に対応する、コミュニティの形成云々。(46答申)→施設社会教育主義(社会教育施設整備へ(公民館・図書館、博物館等の整備施策の推進)→菊田公民館設置→学級・講座活動推進

↓

56年の「社会教育について」の答申→社会教育の役割りとして、家庭教育、学校教育、社会教育等の「学社連携、生涯教育化体制」へ

↓

H4 生涯学習振興法、答申→生涯学習によるまちづくり→地域学習圏事業推進・市民カレッジ設置

↓

1998年 非営利事業・NPO法の整備→非営利活動の法的整備、社会教育関係団体の充実

↓

公益法人法改正 H16、20年施行→団体・組織の自立化促進→法人化へ→社会教育関係団体の自立

↓

(地方自治体の課題と新たな文化行政の樹立へ

地方分権→ガバナンス→公共経営→民間協働

行政改革推進 → NPM推進 → 財政健全化→公会計改革推進→ **新たな文化行政の樹立**

現時点における本市の行政施策対応

現時点における本市の行政施策対応

→公共施設再生計画

→教育委員会による事業実施と体制づくり

→ 社会教育法に基づく社会教育施設事業の推進と

→公共施設統合等管理業務についての → 民間委託へ
を区分けし

→ 大久保施設再生事業化(PFI事業)→SPC委託(市・業者・利用者団体
による運営協議会設置へ)

↓

そして、社会教育事業については

今回の「文化振興計画」策定については、社会教育法に基づき築き上げてきた本市の社会教育の振興・事業の持続・発展へつなげ、

→ 新たに「文化振興計画」によるまちづくりを推進するものとし、

→ まちづくりの活性化、地元産業の振興、観光の振興等へ反映、効果を期待するものとする

習志野市の社会教育行政の経過から

以上の経過・背景に、習志野の社会教育体制・経過は、つぎのとおりです。

S30年代 ～ 社会教育行政の樹立をめざした

藤崎・八剣台地(鷺沼1～2丁目菊田川沿い)の遺跡調査から→文化財行政の樹立へ(学芸員専任)

そして、40年代、地域集会所、市民会館を拠点に「出前講座と社会教育専門職員」による社会教育体制づくりをスターとさせた。

S45の習志野のまちづくりの目標として「文教住宅都市憲章を制定」され、

社会教育事業戦略として「社会教育施設整備計画」を策定。

→公民館、図書館、博物館の施設計画を作成。「社会教育委員会」を設置し、最初に菊田公民館を誘致・設置、学級・講座事業を展開した。

長期計画整備方針： 中学校区をエリアとした地区館構想を表明し

公民館整備計画は、菊田公民館→大久保公民館(←市民会館)→屋敷公民館→実花公民館→袖ヶ浦公民館→谷津公民館→新習志野公民館

図書館は、大久保分室、菊田・袖ヶ浦分館、移動図書館ネット→本館大久保図書館→東習志野図書館→谷津図書館→新習志野図書館→藤崎図書館

博物館は、藤崎堀込め貝塚・鷺沼古墳等の遺物・考古資料等の市民会館常設展示→漁具・、農機具等民具の谷津幼倉庫→資料等の教育センター展示→菊田神社付近構想、城址公園構想、教育委員会分室に資料室、保管庫設置

(昭和～平成へ)

さらに、これらを主計画とし、長期計画(昭和60年目標)として市域を4地域(西部、中央、東部、埋立地)に区分けし、「地域文化圏構想」を定めていた。

そして、昭和53年には、**習志野の文化の殿堂**、シンボルとして「**習志野文化ホール**」、4つのコミセン構想、地区保健ヘルス・2つの福祉センター、などの構想を推進してきた。

昭和年代には、**ほぼ地区計画を達成**→地域文化圏構想への移行→、、、、

そして、平成10年代へ

↓

その後、**経済不況化の社会状況**になり、長期・基本計画が見直され、**行財政改革時代**へ、

↓

平成20年代～

～平成20年代～

↓

現在的に40年の経過とともに、公共諸施設は、老朽化が進んでいる。

→財政健全化戦略として、「行政改革」→「公会計改革」→「公共施設再生プロジェクトの推進」←施設の統・廃合(施策の選択・集中)が検討され、

→大久保施設再生統合計画化→PFI事業→三者協議会による運営(市・業者・利用者団体)

(内容)

既施設のリノベーション

図書館増床

市民会館、公民館の移転改築

他・諸施設の管理・運営の統合化

→社会教育法に基づく社会教育施設(図書館・公民館)は本来業務(社会教育事業)の樹立と管理業務部分の民間委託化を検討。

大久保地区、社会教育事業の点検

「社会教育施設」

大久保公民館

- ・地区館の統合館としての役割、機能 ← H30- 公民館運営審議会答申事業活動(会議、講座、講演、イベント等)の調整、指導へ。
- 専任職員の配備・職員研修の推進(現場には、社会教育主事の配属はゼロの状態)
- ・各諸施設の運営管理業務の委託化→SPC
- ・諸施設等予約・貸出システムの導入、料金収納システムの開発

大久保図書館

→貸出業務の委託と本来業務(蔵書計画、資料アーカイブス、読書推進、調査・レファレンス)、地区館事業の指導調整

「他の公共施設」→SPCに管理業務を委託

市民会館

→管理運営を委託

勤労会館、野球場、パークゴルフ場

→管理運営委託

「今後の公民館の運営・事業活動について」

「今後の公民館の運営・活動について」、公民館運営審議会に諮問し、答申として、「今後の大久保公民館は、他の地区館の統括的な役割を果たし、各館の事業計画・運営、そして事業活動にたずさわる「専門職員の配置・研修」「活動・運営のリテラシー」向上が、重要課題となる」、との答申を得ている。

さらに、公民館事業の方法改善策として

- 学級・講座・講演→公民館→地域文化育成(歴史・文化・芸術、家庭教育等)、サークル育成
- 地域集会・イベント →公民館 →地域コミュニティ形成の支援、地域団体への支援
- 地区学習圏会議事業 →公民館 →地域の人材育成、支援
- 市民カレッジ →行政(会場確保・学習内容・運営改善)→法人化→リカレント教育・人材育成
- 社会教育関係団体の支援(サークル・団体活動支援、運営指導→法人化)→行政、公民館 →個人・法人格形成、支援
- リカレント教育の推進(教育機関・大学との連携)→環境教育・AI・ITC等、学習領域の拡充

図書館の改善

- 図書貸出(システム業務)→民間委託
- 資料・蔵書整備→郷土資料館との連携→全国博物館ネット
- 読書活動推進←お話し会・学校
- 本来業務(アーカイブス、調査、レファレンス)体制の樹立へ←県・国、図書館ネットワーク

博物館計画

計画は頓挫→郷土資料館構想の樹立へ(市史編纂・民俗史料調査)→全国歴史資料等ネットワーク

今後の構想、計画を展望することについて

以上のような「活動」を前提にし、プロジェクトチーム(社会教育課)により、今後の構想、計画を展望することとする。

さらに事業活動の発展のため、公民館運営審議会、図書館利用者協議会、文化財審議会等の充実をはかり、

専任職員確保(社会教育主事、図書館司書、学芸員等)、

職員研修体制を補完するなど ← 専任職員の指導体制の回復を図る。

施策化へのプロセス

→社会教育審議会への報告→教育委員会で計画決定、

→首長行政へ反映(財源依存)→文化振興計画をまちづくりの戦略化へ

委託事業化への課題

施策経過の整理・今後の課題の抽出→文化振興計画の展望をはかる

文化振興計画構想(趣旨書の作成)

文化振興計画体系化→(考え方→計画化→実施計画等)

推進体制について (5年、ローリング、)

作業フロー

補足事項

(補足・追記)

そして、「委託仕様書・契約書」を作りへ
的確業者の選定←業者リスト、教育研究機関等
業者とのコンサル契約、協議、報告書、まとめ(評価)を図る

行政過程

→社会教育審議会へ指針を提案し
→教育委員会の指針・構想の認定を図り
→首長部局へ報告→施策化へ

プロジェクト作業の工程表を提示

- ・文化振興計画策定方針 7月
- ・プロジェクト設置 月
- ・委託手続き(契約) 月(31年～32年)
- ・業務委託・協議開始(調査・研究・まとめ・報告書) 8月
- ・中間報告 32年3月
- ・調整(パブリックコメント・報告) 9月

* アンケートは、本市の文化行政に関わる項目を
社会教育計画(教育行政)に基づく、教育計画→ 施設計画(文化ホール再生、中央図書館、郷土資料館、美術館等)

→事業計画(社会教育課)
→施設活用計画(市民、サークル・関係団体)
→社会教育関係団体の自立化、支援

プレゼンのまとめ

「文化振興計画」は、以上のような経過を背景に
習志野市オリジナルなものとして構想するものとする。

中核となる社会教育行政は、習志野のまちづくりの主体である

- ・住民の主体的な人格形成
- ・リカレント教育等の人材投資

としての使命・役割・作用を果たすものとする。

そして、文化振興計画は、社会教育施設の充実と併せ、まちづくりの重要
戦略として社会教育施設を拠点に、住民の文化諸活動を醸成する。

**豊かな心の人格形成(学習活動)を通じ、
穏やかな交流を育むコミュニティづくりへ**

そして、

「創造的な地域文化・芸術活動」を醸成するまちづくりへ

終わり